

東松島市重点対策

加速化事業補助金



■太陽光発電設備・蓄電池等の導入補助

① 太陽光発電設備

市 民：7万円/kW（出力10kW上限）

事業者：5万円/kW（出力50kW上限）

② 蓄電池

市 民：蓄電池の価格（円/kWh）の1/3
（出力10kWh上限）

事業者：蓄電池の価格（円/kWh）の1/3
（出力50kWh上限）

③ EMS（エネルギーマネジメント）

市 民：2/3（上限額20万円）

事業者：2/3（上限額133.3万円）

④ ソーラーカーポート

市 民：1/3

事業者：1/3



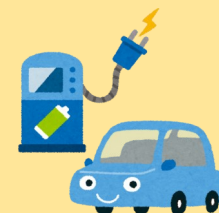
■EV・PHEV・EVコンセント・V2Hの導入補助

⑤ EV（電気自動車） PHEV（プラグインハイブリッド自動車）

市 民：蓄電容量×1/2×4万円/kWh
（上限額 経産省CEV補助金の銘柄ごとの交付額）

⑥ EVコンセント（充電設備） V2H（充放電設備）

市 民：1/2
（上限額 充放電設備75万円、充電設備35万円）



■高効率空調設備・高効率給湯器の導入補助

⑦ 高効率空調設備（エアコン）

市 民：1/2（上限額5万円）
（1世帯あたり各1台）



⑧ 高効率給湯器

市 民：1/2（1世帯あたり各1台）
エコキュート・エコワン等（上限額25万円）
エネファーム（上限40万円）



※**令和5年6月1日（木）から令和7年2月28日（金）までの間に、上記の設備を契約から設置まで行い、かつ、実績報告書を提出できる方が対象となります。**

※④ソーラーカーポートについて、令和6年4月1日以降に契約されたものが対象となります。また、⑧高効率給湯器について、令和6年3月31日までに契約されている場合、上限額が記載と異なります。予めご了承ください。

※詳しい要件等は裏面をご確認ください。



	補助対象設備	要件等
①	太陽光発電設備 (自家消費型)	・ FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 ・ 市民は30%以上、事業者は50%以上を自家消費すること。
②	蓄電池	・ 家庭用4,800Ah・セル未満：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下であること。 ・ 業務用4,800Ah・セル以上：19.0万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下であること。 ※①の設備を導入する場合のみ対象となります。
③	E M S（エネマネ）	※①の設備を導入する場合のみ対象となります。
④	ソーラーカーポート	・ FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 ・ 市民は30%以上、事業者は50%以上を自家消費すること。
⑤	電気自動車（E V）・ プラグインハイブリッド 自動車（P H E V）	以下のいずれかを満たすこと。 ・ ①の付帯設備であり、原則再エネ発電設備と接続して充電を行うこと。 ・ 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなえる、再エネ発電設備との接続、または再エネ電力証書、または再エネ電力メニューからの調達を行うこと。
⑥	充電設備 (E Vコンセント)・ 充放電設備(V 2 H)	以下のいずれかを満たすこと。 ・ ①⑤の付帯設備であり、原則再エネ発電設備から電力供給を行うこと。 ・ ⑤の付帯設備であり、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなえる、再エネ発電設備との接続、または再エネ電力証書、または再エネ電力メニューから電力調達を行うこと。
⑦	高効率空調設備(エアコン) ※買い替えのみ	従来の機器等に対して30%以上 省CO2効果が得られるもの。 ※約20年前の機器と交換した場合が対象となります。
⑧	高効率給湯器	従来の機器等に対して30%以上 省CO2効果が得られるもの。

【共通要件】

- (1) 市民又は市内の事業者であること。
- (2) 同一世帯内（自らを含む。）に、同一設備の補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 補助対象設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数に相当する間、継続して使用すること。

交付に係る要件、申請方法、申請様式等は市ホームページをご覧ください

【お問合せ先】

東松島市役所復興政策部 SDGs・脱炭素社会推進課

所在地：〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1

T E L：(0225) 82-1111 F A X：(0225) 82-1124

